

岐阜県公報

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 一
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 二
- 土砂災害警戒区域の指定解除 (同) 二
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 三
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 四

告示

号外(九) 平成二十六年三月二十日

岐阜県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
音羽	多治見市笠原町三ツ菱	次の図のとおり	地滑り
富士下	多治見市笠原町富士下	次の図のとおり	地滑り
向島	多治見市笠原町向島	次の図のとおり	地滑り
市之倉	多治見市市之倉町	次の図のとおり	地滑り
小名田	多治見市小名田町	次の図のとおり	地滑り
滝呂	多治見市滝呂町	次の図のとおり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号（第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。）

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山神	土岐市下石町	次の図のとおり	地滑り
下石	土岐市下石町	次の図のとおり	地滑り
東山	土岐市妻木町	次の図のとおり	地滑り
上	土岐市曾木町	次の図のとおり	地滑り
大草	土岐市曾木町	次の図のとおり	地滑り
有古	土岐市駄知町	次の図のとおり	地滑り
東がま	土岐市駄知町	次の図のとおり	地滑り
井戸洞	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	地滑り
雲五	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第百二十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南ヶ洞	高山市国府町今 (次の図に示すとおりとする)	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十八年岐阜県告示第七百一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本道洞	飛騨市古川町袈裟丸 (次の図に示すとおりとする)	土石流	次の図に示すとおりとする。
高野川	飛騨市古川町高野 (次の図に示すとおりとする)	土石流	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第百二十四号）のうち次の区域の

指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南ヶ洞	高山市国府町今 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成十八年岐阜県告示第七百号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高野川	飛騨市古川町高野 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南ヶ洞 ²	高山市国府町今	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高野川	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
本道洞	飛騨市古川町袈裟丸	次の図のとおり	土石流
高野川	飛騨市古川町高野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十六年三月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社